



お知らせ版

マイマイガ卵塊の 駆除に協力ください



村公衆衛生組合連合会（役場住民生活課内） ☎ 42-2111 内線 213

一昨年と昨年、マイマイガが大発生しました。それに伴い、マイマイガの卵（ふさふさの毛がある）が、建物などに付着しているものと考えられます。

昨年の状況から、その卵は冬を越し、春になると卵が孵化（ふか）して小さい毛虫が大量に発生し、糸を吐きながら宙を舞いはじめます。生活環境の保全のため、動き出さない卵のうちに取り除くことが大切です。

各家庭においては、卵をみかけたら、除去するようご協力をお願いします。

☆卵を見かけたら☆

『平らな火ばし、粘着テープ、輪切りにしたペットボトル』などで、物理的に取り除きましょう。取り除いた卵は、集めて燃えるごみとして処理してください。



液晶式及びプラズマ式テレビ 衣類乾燥機も対象に（家電リサイクル法）

役場住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 123

近年の消費動向が勘案され、資源の有効な利用を一層促進するため、「液晶式（電源として一次電池または蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く）及びプラズマ式テレビジョン受信機と衣類乾燥機」が今年4月1日から対象となります。

家庭で不要になったときは、原則として買ったお店に引き取ってもらうか、買い換えの際に小売店に引き



取ってもらうこととなります（有料）。なお、小売店が廃業している等で引き取り先がないときは、村が許可した一般廃棄物処理業者または特定家庭用機器一般廃棄物処理業者に直接申し込みください。（有料）

東北地区国立大学法人の 職員採用試験を行います

東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会 ☎ 022-217-5676

東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会では、東北地区に所在する国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構などの事務系および技術系の業務に従事する職員を採用するための試験を行います。

受験資格 昭和55年4月2日以降に生まれた方

受付期間 4月1日～4月10日

第1次試験日 5月17日（日）

第1次試験地 盛岡市ほか5市

採用予定数 事務系47人、技術系20人

受験申込 試験案内、受験申込書は、同委員会（☎ 022-217-5676）またはホームページ（<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/shiken/>）で確認してください。

青年国際交流事業に 参加してみませんか

県庁青少年・男女共同参画課 ☎ 019-629-5348

内閣府では、平成21年度青年国際交流事業の参加青年（18～30歳を対象）を募集しています。

対象事業 国際青年育成交流事業 日本・中国青年親善交流事業 日本・韓国青年親善交流事業 世界青年の船事業 東南アジア青年の船 青年社会活動コアリーダー育成プログラム

申し込み・問い合わせ先 3月27日（金）までに、県庁青少年・男女共同参画課（☎ 019-629-5348）へ。

「家庭系一般廃棄物収集運搬業者」を募集します

九戸村では、清掃業務（一般廃棄物収集運搬等、家庭系）を競争入札により委託します。

入札に参加を希望される方は、役場住民生活課で交付する「競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。なお、申請書の提出にあたっては、下記事項に適合する方に限ります。

記

1 適合事項

- (1) 九戸村内に主たる事業所を有する個人または法人。
- (2) 個人にあつては九戸村に過去2年以上継続して居住している方。
(平成21年4月1日現在)
- (3) 業務を遂行するに足りる設備および人員を有していること。または、有する見込みが
確実であること。
- (4) 税金を完納している方。
- (5) 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第4条に適合する方。
- (6) 次のいずれにも該当しない方であること。
 - (ア) 廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、または、執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない方
 - (イ) 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律または浄化槽法に基づく処分に違反する行為をし、その許可を取り消されその抹消の日から2年を経過していない方
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4および同条の11第1項に規定する入札の参加者の資格を満たしていない方

2 申請書受付期日

平成21年4月1日(水)～同年4月15日(水)

受付時間：午前9時～午後5時 休祭日除く

3 申請書提出先

九戸村役場住民生活課（九戸村保健センター）



4 その他

- (1) 申請書用紙は、役場住民生活課（九戸村保健センター）で交付します。
- (2) その他不明な点については、役場住民生活課保健衛生班にお問い合わせください。

(電話 42-2111 内線 123)